

返金規定

紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後3ヶ月以内に退職したときは、乙は以下 a～d に定める返戻金を返還する。

- a.入社日以後 1 週間未満の退職の場合は紹介料の 100%を返還するものとする。
- b.入社日以後 1 週間以上 1 ヶ月未満の退職の場合は紹介料の 80%を返還するものとする。
- c.入社日以後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の退職の場合は紹介料の 50%を返還するものとする。
- d.入社日以後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の退職の場合は紹介料の 30%を返還するものとする。

前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

株式会社ジョイント
徳島県名西郡石井町石井字石井 479-19

許可番号： 36-ユ-300072